

**東京都北区立北運動場外 10 施設
指定管理者公募要項**

令和 7 年 12 月

目 次

I	指定管理者制度の導入	
1	スポーツ施設の現状	1
2	指定管理者制度導入の目的	1
3	公募要項の位置付け	1
4	指定期間	1～2
5	使用料の取扱い	2
II	事業概要	
1	施設概要	3～4
2	使用料及び利用料金一覧	5～7
3	使用状況	8～13
4	業務内容	14
5	岩淵水門野球場について	14
6	リース契約物品について	14～15
7	人員体制	15
8	キャッシュレス決済の導入について	15
9	委託料（指定管理料）等の経費について	15～18
10	事業の実施	18～23
11	立入り検査及び監査	23
12	モニタリング等	23
13	評価	24
14	業務の引継ぎ	24
15	リスクへの対応	24～25
16	事業の継続が困難となった場合の措置	25
17	施設設備の部分改修、修繕のため一時的に休館する場合	25
18	注意事項	25～26
III	指定管理者の応募・選定	
1	指定管理者選定スケジュール（予定）	27
2	応募者の参加資格要件等	27～28
3	応募手続き	28～30
4	選定方法	30～31
5	選定基準	31～33
6	指定管理者の指定・協定	33～34
IV	問い合わせ先及び書類の提出先	34
V	その他資料	
1	備品一覧（北区帰属）	35～37
2	指定管理者の自主事業が可能な施設一覧	38
3	管理業務の概要	39～41
4	使用料の減免について	42～45

I 指定管理者制度の導入

1 スポーツ施設の現状

北区では、区民の健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズが多様化している中、だれもが利用しやすい施設となるよう改善を図りながら、ハード・ソフト両面からスポーツ施設の整備や既存スポーツ施設の有効活用などの取組みを進めてきました。

スポーツ施設への指定管理者制度導入は平成18年4月より順次開始し、現在18施設において指定管理者による管理運営を行っています。令和8年3月に改定を予定している「東京都北区スポーツ推進計画」では、豊富な知見を有する民間事業者等のノウハウを生かした多様なスポーツプログラムの提供などを通じ、区民のスポーツ実施率及び施設の利用率向上を目指すこととしています。

2 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度を導入する目的は以下のとおりです。

- ①多様化する利用者ニーズに効果的・効率的に対応するため。
- ②公の施設管理に民間能力を活用し、サービスの向上を図るため。
- ③施設の維持管理経費を削減するため。

3 公募要項の位置付け

東京都北区立北運動場外10施設指定管理者公募要項（以下「要項」とします。）は、東京都北区立体育施設条例（昭和44年9月東京都北区条例第16号）及び、東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例（平成12年7月東京都北区条例第44号）に基づき、次の施設の指定管理者候補者を公募するために定めた要項です。

- ・東京都北区立北運動場
- ・東京都北区立新河岸川庭球場
- ・東京都北区立新荒川大橋野球場
- ・東京都北区立新荒川大橋サッカー場
- ・東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場
- ・東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場
- ・東京都北区立中央公園野球場
- ・東京都北区立中央公園庭球場
- ・東京都北区立浮間子どもスポーツ広場
- ・東京都北区立浮間舟渡庭球場
- ・東京都北区立豊島五丁目グリーンスポーツ広場

計11施設（以下「北運動場外10施設」という。）

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

また、指定期間中に実績評価及び法人の経営状況の調査を実施します。その結果、協定書

に定める管理運営水準を満たさない場合、又は経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能もしくは著しく困難になったと判断されるときは指定を取り消す場合があります。

5 使用料の取扱い

施設の使用料は地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を導入し、指定管理者の収入とします。

II 事業概要

1 施設概要（令和9年度指定管理者更新施設）

施設名	北運動場	新河岸川庭球場	新荒川大橋野球場	新荒川大橋サッカー場	北ノ台スポーツ多目的広場
所在地	神谷2丁目47番6号 (北運動公園内)	岩淵町41番	赤羽3丁目29番先 赤羽北1丁目22番22号先	赤羽北1丁目22番22号先	上十条5丁目14番4号
種別	運動場	庭球場	野球場	サッカー場	多目的広場
開設年月日	昭和44年10月10日 (平成9年9月新築)	昭和58年4月1日	昭和38年5月2日	昭和54年12月15日	平成12年7月23日
敷地面積	18,914.47m ²	4,471m ²	64,873m ²	9,621m ²	4,925.02m ²
延床面積	延床面積 1,194.91m ² 1階 451.25m ² 2階 179.02m ² 3階 564.64m ²	88.36m ² (管理棟) (令和8年3月改築予定)	22.68m ² (管理事務所)		559.00m ² (体育館) 12.15m ² (管理事務所)
構造規模	鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造 地上3階建 競技場(クレイ舗装)	鉄骨造 平屋建	プレハブ(管理事務所)		鉄骨造(体育館) プレハブ(管理事務所)
施設内容	競技場 トラック(300m6コース)、直線100m6コース フィールド(68m×100m) 走り幅跳び、三段跳びピット・砂場、 国旗掲揚塔(ポール3本) 照明塔8基 等 建物 1階 玄関ホール、事務室、 便所(男・女・身障者用)、放送室、 EV、ミーティングルーム、 更衣室・シャワー室(男・女)、電気室、 防災備蓄倉庫、ごみ置場、器具倉庫 2階 EV、EVホール、EV機械室、 便所(男・女・身障者用)、防災備蓄倉庫 3階 観覧席 (客席634席 ※うち車椅子用6席)	ハードコート5面 設備 ベンチ、審判台、 水飲場、更衣室、 管理棟、 便所・シャワー室(男・女)	一般用6面、少年用3面 設備 ベンチ、可倒式バックネット、 管理棟、水飲場、 便所(男・女・身障者用) 倉庫	一般用1面 (70m×100m) 設備 サッカーゴール 一般用1組 ミニ用2組	体育館 第一スポーツ広場(ゲートボール等)347m ² 第二スポーツ広場(フットサル等)880m ² 設備 ベンチ 管理棟 便所(男・女) フットサルゴール1組
競技種目	・陸上競技 ・運動会(小中学校等) ・サッカー(大人1面又は少年2面) ・ゲートボール ・グラウンドゴルフ等	・硬式テニス ・ソフトテニス	・軟式野球 ・ソフトボール ・グラウンドゴルフ	・サッカー	・体育館 バレー、ボーリー1面、バドミントン2面、 卓球4台 ・第一スポーツ広場 ゲートボール、グラウンドゴルフ ・第二スポーツ広場 フットサル
備考	・駐車場(普通車17台、身障者用1台) ・グラウンド人工芝化及び夜間照明LED化予定(令和9年度以降) ・管理棟内一般照明LED化予定(令和8年度以降)	・ナイター設備なし	・ナイター設備なし ・大雨時のリスク 荒川の水位が指定水位に達することが予想される場合、 占用物件を区で撤去する。その間、復旧まで使用不可 となる。		・第一及び第二スポーツ広場にナイター 設備なし

施設名	赤羽スポーツの森公園競技場	中央公園野球場	中央公園庭球場	浮間子どもスポーツ広場	浮間舟渡庭球場	豊島五丁目グリーンスポーツ広場
所在地	赤羽西5丁目2番27号	十条台1丁目2番1号 (中央公園内)		浮間4丁目27番1号 (新河岸東公園内)		豊島5丁目6番先
種別	競技場	野球場	庭球場	野球場・サッカー場・フットサル場	庭球場	陸上競技場(内側:多目的広場)・野球場
開設年月日	平成22年5月1日	昭和51年4月1日		平成15年4月6日	平成26年4月13日	令和5年9月1日
敷地面積	17,900m ²	13,670m ²	1,496m ²	15,725.60m ²	4795.37m ²	33,826.26m ²
延床面積	延床面積 1,347.23m ² 1階 925.04m ² 2階 157.28m ² 3階 264.91m ²		121.70m ²	78.00m ²	49.34m ²	32.13m ²
構造規模	鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	プレハブ(管理事務所)
施設内容	グランド 面積 約10,420m ² 人工芝(ロングパイル・ゴムチップ入り) Viuシステム(令和4年12月設置) サッカーフィールド 105m×68m 照明塔4基(高さ約28m、照明架台点端までは31.85m) 電光掲示板1台 建物 1階 事務室、審判控室、ミーティングルーム、ロッカー・シャワールーム(男・女)、ふれあいホール、ふれあいホール収納庫、ふれあいホール更衣室(男・女)、便所(男・女・身障者用)、給湯コーナー、倉庫用器具庫、ランニングステーション 等 2階 便所(男・女)、廊下等、屋上芝生部分(約700人着座可能) 3階 選手控室(約300人着席可能)	一般用2面 ※ただし下記の時間は少年利用 ①毎週水曜日並びに第二・第四土曜日の午後の時間帯 ②毎月第三日曜日並びに子どもの日(5月5日)のナイターを除く時間帯 設備 ベンチ 審判台 水飲場 夜間照明8基	砂入り人工芝コート2面 設備 ベンチ 審判台 水飲場 夜間照明8基	野球場(少年)2面(東西75m×南北100m ゲートボール・グラウンドゴルフ2面使用可能) サッカー場(少年)1面(42m×60m) フットサル2面使用可能) フットサル場1面(20m×40m) 設備 ベンチ 管理棟 便所(男・女) 水飲場 サッカーゴール1組 フットサルゴール3組	砂入り人工芝コート4面 設備 ベンチ ダッガアウト 便所(男・女・身障者用) 審判台 管理棟 更衣・シャワー室(男・女)	陸上競技場 トラック(400m8レーン)、直線100m8コース 走り幅跳び、三段跳びピット、砂場、砲丸投 多目的広場(95m×68m) 野球場(少年)1面 設備 ラグビーゴールポスト 野球用バッケネット サッカーゴール(一般・少年) ベンチ 管理棟 便所(男・女・多目的) 更衣室(男・女)
競技種目	・グランド、ミーティングルーム サッカー(大人1面、少年2面) フットサル(6面) ゲートボール、グラウンドゴルフ(4面)等 ・ふれあいホール 会議、集会、室内軽スポーツ 等	・軟式野球 ・ソフトボール	・硬式テニス ・ソフトテニス	・野球場 軟式野球(少年2面) ゲートボール・グラウンドゴルフ 等 ・サッカー場 サッカー(少年1面) フットサル(2面) ・フットサル場 フットサル(1面)	・硬式テニス ・ソフトテニス	・陸上競技場(陸上利用) ・陸上競技場内多目的広場 軟式野球(少年1面) ラグビー(1面) サッカー(大人1面、少年1面) ・少年野球場 軟式野球(少年1面)
備考	・駐車場(普通車37台、大型車3台、身障者用1台) ・夜間照明LED化工事(令和7年度予定) ・管理棟内一般照明LED化予定(令和8年度以降) ・4~10月のみ早朝時間(6時~9時)の貸出実施予定(令和8年度以降)	・サイクリングロード(1周607m×幅2.5m)併設 ・夜間照明LED化(令和8年度以降) ・1~3月は芝生養生のため貸出不可していたが、早朝時間帯(7時~9時)を除き貸出実施予定(令和8年度以降) ・冬季(12~3月)のナイター時間帯(18時~20時)の貸出実施予定(令和8年度以降) ・冬季(12~3月)のナイター時間帯(18時~20時)の貸出実施予定(令和8年度以降)	・ナイター設備なし ・駐車場(普通車20台、身障者用1台)	・ナイター設備なし	・ナイター設備なし ・駐車場(普通車33台、身障者用2台) ・大雨時のリスク 荒川の水位が指定水位に達することが予想される場合、占用物件を区で撤去する。その間、復旧まで使用不可となる。	

2 使用料及び利用料金一覧（令和7年4月～）

・野球、サッカー等における少年団体（小・中学生）の利用は施設使用料免除

(1) 北運動場

① 施設使用料・夜間照明料

	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	9:00～12:00	12:30～15:00	15:30～18:00	18:30～21:30	9:00～21:30
※競技場	8,800円	10,140円	10,840円	12,180円	32,560円
※競技場1/2	4,400円	5,070円	5,420円	6,090円	16,280円
会議室	350円	400円	400円	450円	1,220円
公開日	大人300円、高齢者（65歳以上）・障害者150円、 子ども（中学生以下）100円				
※夜間照明料 (夜間施設使用料に加算)	1時間以内 3,700円 (1/2面使用の場合は半額)				

※令和7年4月1日に20%程度値上げしました

② 器具使用料 1式1回

走高跳	30円	砲丸投	30円	ハードル	370円
競走	70円	陸上用具	770円	運動会用具	770円

③ 駐車場使用料

車種	使用料	
大型車両以外の車両	一台30分毎 150円	一台全日 1,200円

(2) 新荒川大橋野球場・新荒川大橋サッカー場・新河岸川庭球場・中央公園野球場・中央公園庭球場・浮間舟渡庭球場

① 施設使用料・夜間照明料

施設名	施設使用料 (1面2時間)	夜間照明料 (1時間以内)
新荒川大橋野球場	1,200円	
新荒川大橋サッカー場	2,440円	
新河岸川庭球場	1,200円	
中央公園野球場	※2,920円	3,080円
中央公園庭球場	1,200円	600円
浮間舟渡庭球場	1,200円	

※令和7年4月1日に20%程度値上げしました

(3) 赤羽スポーツの森公園競技場

①施設使用料・夜間照明料

	※※早朝 6:00～9:00	午前 9:00～12:00	午後1 12:00～15:00	午後2 15:00～18:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00
※グランド全面	10,840 円	10,840 円	12,180 円	13,560 円	14,900 円	40,700 円
※グランド 1/2 面	5,420 円	5,420 円	6,090 円	6,780 円	7,450 円	20,350 円
ミーティングルーム	400 円	400 円	450 円	450 円	500 円	1,540 円
公開日	※大人 400 円高齢者（65 歳以上）、※障害者 200 円、子ども（中学生以下）100 円					
ランニングステーション	大人 300 円高齢者（65 歳以上）、障害者 150 円、子ども（中学生以下）100 円					
※グランド夜間照明料 (夜間施設使用料に加算)	1 時間以内 4,620 円 (1／2 面使用の場合は半額)					

	※※早朝 6:00～8:30	午前 9:00～12:00	午後1 12:30～15:00	午後2 15:30～18:00	夜間 18:30～21:30	全日 9:00～21:30
ふれあいホー ル全面	1,800 円	2,160 円	2,160 円	2,460 円	3,080 円	8,020 円
ふれあいホー ル A2/3 面	1,200 円	1,440 円	1,440 円	1,640 円	2,060 円	5,340 円
ふれあいホー ル B1/3 面	600 円	720 円	720 円	820 円	1,020 円	2,680 円

全日は 9 時～21 時とし、早朝時間を含めて 1 日利用する場合は早朝料金と全日料金の合計額

※令和 7 年 4 月 1 日に 20% 程度値上げしました

※※4～10 月のみ早朝時間（6 時～9 時）の貸出実施予定（令和 8 年度以降）

②器具使用料（電光掲示板）

1 式 1 回 920 円

③駐車場使用料

車種	使用料	
大型車	一台 30 分毎 600 円	一台全日 4,800 円
大型車両以外の車両	一台 30 分毎 150 円	一台全日 1,200 円

(4) 浮間子どもスポーツ広場

①施設使用料

施設名	施設使用料（1 面 2 時間）	
野球場	2,440 円	
サッカー場	サッカー	4,880 円
	フットサル	2,440 円
フットサル場		2,440 円

野球場はゲートボール・グラウンドゴルフでも利用可能

②駐車場使用料

車種	使用料	
大型車両以外の車両	一台 30 分毎 150 円	一台全日 1,200 円

(5) 北ノ台スポーツ多目的広場

①施設使用料

	午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00	9:00～21:00
※体育館	2,440 円	2,440 円	2,440 円	2,800 円	8,500 円

※令和 7 年 4 月 1 日に 10～20% 程度値上げしました

第一スポーツ広場 (ゲートボール)	2 時間 1,220 円
第二スポーツ広場 (フットサル)	2 時間 2,440 円

②器具使用料

器 具 類	使 用 区 分	使 用 料
バレーボール	一組 1 回	200 円
バドミントン	一組 1 回	50 円
卓球	一台 1 回	50 円

(6) 豊島五丁目グリーンスポーツ広場

①施設使用料

	施設使用料 (1 面 2 時間)
陸上競技場	5,520 円
多目的広場	2,440 円
少年野球場	1,200 円
公開日	大人 200 円、高齢者 (65 歳以上)・障害者 100 円、子ども (中学生以下) 50 円

②器具使用料 1 式 1 回

走高跳	20 円	砲丸投	20 円	ハーダル	250 円
競 走	40 円	陸上用具	510 円	運動会用具	510 円

③駐車場使用料

車種	使 用 料
大型車両以外の車両	一台 1 回 500 円

3 使用状況（令和4年度）

(1) 北運動場

①使用者数

団体貸切	種 目		件数	人數
	競技場	運動会	22	5, 288
		陸上競技	8	240
		サッカー	816	29, 713
		ゲートボール・その他	172	11, 959
	会議室	88	1, 080	
	計	1, 106	48, 280	
公開日	大人		1, 245	
	子ども		1, 458	
	高齢者		0	
	障害者		31	
	計		2, 734	
	合 計	1, 106	51, 014	

②使用料（円）

施設使用料	3, 141, 520
照明料・器具使用料	1, 578, 500
会議室	37, 220
公開日	522, 750
駐車場	4, 961, 850
還付金	-26, 810
合 計	10, 215, 030

(2) 新河岸川庭球場

①使用者数

件数	人數
7, 537	34, 873

②使用料（円）

施設使用料	9, 119, 400
還付金	-22, 200
合 計	9, 097, 200

(3) 新荒川大橋野球場・新荒川大橋サッカーフィールド

①使用者数

		件数	人數
野球場	一般	3, 086	49, 858
	少年	938	15, 407
	計	4, 024	65, 265
サッカーフィールド	一般	254	7, 783
	少年	114	15, 347
	計	368	23, 130
合 計		4, 392	88, 395

②使用料（円）

野球場使用料	3, 406, 200
サッカーフィールド使用料	1, 089, 460
還付金	-122, 160
合 計	4, 373, 500

(4) 北ノ台スポーツ多目的広場

①使用者数

		件数	人數
体育館		1, 110	5, 727
第一スポーツ広場（ゲートボール）		433	3, 650
第二スポーツ広場（フットサル）		448	4, 025
計		1, 991	13, 402
個人利用			1, 168
合 計		1, 991	14, 570

②使用料（円）

体育館	1, 265, 190
第一広場（ゲ）	0
第二広場（フ）	240, 340
器具使用料	117, 550
個人利用（無料）	0
還付金	-12, 200
合 計	1, 610, 880

(5) 赤羽スポーツの森公園競技場

①使用者数

	種 目	件数	人数
団体貸切	サッカー (一般)	419	26,428
	サッカー (少年)	159	10,308
	ゲートボール・その他	8	210
	ミーティングルーム	34	415
	ふれあいホール	660	9,007
計		1,280	46,368
公開日	一般		2,691
	子ども		134
	高齢者		1,206
	障害者		88
	計		4,119
合 計		1,280	50,487

※人工芝張替え等工事のため、7/1～11/26まで休場

(6) 中央公園野球場・庭球場・サイクリングロード

		件数	人数
野球場	一般	1,170	14,037
	少年	235	2,822
	計	1,405	16,859
庭球場		3,953	15,849
サイクリングロード			3,065
合 計		5,358	35,773

②使用料 (円)

競技場使用料	4,543,280
照明料 (電光掲示板含む)	2,200,730
公開日 (ランニングステーション含む)	1,014,800
ミーティングルーム	14,350
ふれあいホール	1,196,750
駐車場	8,679,550
還付金	-93,050
合 計	17,556,410

(7) 浮間子どもスポーツ広場

①使用者数

		件数	人数
野球場	少年	532	10,812
	一般	1	10
	その他	126	2,520
	計	659	13,342
サッカーフィールド	サッカー (少年)	1,387	47,219
	フットサル (一般)	60	1,068
	計	1,447	48,287
	合計	2,106	61,629

②使用料 (円)

野球場使用料	0
サッカーフィールド使用料	143,960
駐車場	5,052,600
還付金	-2,440
合 計	5,194,120

(8) 浮間舟渡庭球場

①使用者数

件数	人数
5,202	20,869

②使用料 (円)

施設使用料	6,223,200
還付金	-4,200
合 計	6,219,000

(令和5年度)

(1) 北運動場

①使用者数

団体貸切	種目		件数	人数
	競技場	運動会	22	6,748
		陸上競技	0	0
		サッカー	823	26,175
		ゲートボール・その他	120	3,426
	会議室	会議室	93	1,142
		計	1,058	37,491
公開日	大人			1,352
				1,787
				3
				39
	計			3,181
	合計		1,058	40,672

②使用料 (円)

施設使用料	3,106,510
照明料・器具使用料	1,187,340
会議室	33,610
公開日	583,400
駐車場	4,192,800
還付金	-10,160
合計	9,093,500

(2) 新河岸川庭球場

①使用者数

件数	人数
6,739	31,577

②使用料 (円)

施設使用料	8,236,200
還付金	-26,400
合計	8,209,800

(3) 新荒川大橋野球場・新荒川大橋サッカー場

①使用者数

		件数	人数
野球場	一般	3,048	46,851
	少年	904	15,224
	計	3,952	62,075
サッカー場	一般	288	5,660
	少年	130	11,264
	計	418	16,924
合計		4,370	78,999

②使用料 (円)

野球場使用料	3,400,200
サッカー場使用料	1,022,360
還付金	-59,760
合計	4,362,800

(4) 北ノ台スポーツ多目的広場

①使用者数

		件数	人数
体育館		1,131	5,668
第一スポーツ広場（ゲートボール）		429	2,947
第二スポーツ広場（フットサル）		426	1,729
計		1,986	10,344
個人利用			1,351
合計		1,986	11,695

②使用料 (円)

体育館	1,373,780
第一広場（ゲ）	0
第二広場（フ）	144,130
器具使用料	118,550
個人利用（無料）	0
還付金	0
合計	1,636,460

(5) 赤羽スポーツの森公園競技場

①使用者数

	種目	件数	人数
団体貸切	サッカー(一般)	673	45,055
	サッカー(少年)	291	18,580
	ゲートボール・その他	10	181
	ミーティングルーム	31	750
	ふれあいホール	650	10,805
	計	1,655	75,371
公開日	一般		5,659
	子ども		268
	高齢者		2,078
	障害者		203
	計		8,208
	合計	1,655	83,579

②使用料(円)

競技場使用料	7,229,670
照明料(電光掲示板含む)	3,753,450
公開日(ランニングステーション含む)	2,066,050
ミーティングルーム	21,720
ふれあいホール	1,192,650
駐車場	12,409,400
還付金	-76,380
合計	26,596,560

(6) 中央公園野球場・庭球場・サイクリングロード

	件数	人数
野球場	一般	1,197
	少年	216
	計	1,413
庭球場		4,087
サイクリングロード		3,066
合計	5,500	36,214

②使用料(円)

野球場使用料	2,915,800
庭球場使用料	4,900,800
照明料(野球場)	1,569,320
照明料(庭球場)	597,000
還付金	-11,520
合計	9,971,400

(7) 浮間子どもスポーツ広場

①使用者数

	件数	人数
野球場	少年	538
	一般	2
	その他	121
	計	661
サッカーフットサル		42,516
サッカーフットサル	サッカー(少年)	1,370
	フットサル(一般)	74
	計	1,444
合計	2,105	56,884

②使用料(円)

野球場使用料	19,520
サッカーフットサル	178,120
駐車場	4,841,550
還付金	0
合計	5,039,190

(8) 浮間舟渡庭球場

①使用者数

件数	人数
4,881	19,621

②使用料(円)

施設使用料	5,800,200
還付金	-12,600
合計	5,787,600

(9) 豊島五丁目グリーンスポーツ広場(令和5年9月1日開設)

①使用者数

	種目	件数	人数
団体貸切	少年野球場	205	2,294
	多目的陸上	87	794
	サッカー(一般)	9	117
	サッカー(少年)	67	2,150
	ラグビー(一般)	8	64
	ラグビー(少年)	6	90
公開日	少年野球	89	1,075
	計	471	6,584
公開日	一般		1,570
	子ども		432
	高齢者		6
	障害者		0
	計		2,008
	合計	471	8,592

②使用料(円)

使用料	106,220
器具使用料	870
公開日	336,200
駐車場	397,500
還付金	0
合計	840,790

(令和6年度)

(1) 北運動場

①使用者数

団 体 貸 切	種 目	件数	人 数
	競技場	運動会	13 7,109
		陸上競技	0 0
		サッカー	794 24,483
		ゲートボール・その他	190 14,521
		会議室	89 2,101
		計	1,086 48,214
公 開 日		大人	740
		子ども	1,993
		高齢者	0
		障害者	29
		計	2,762
合 計		1,086	50,976

②使用料 (円)

施設使用料	2,977,400
照明料・器具使用料	1,294,370
会議室	28,385
公開日	442,650
駐車場	3,640,050
還付金	-24,840
合 計	8,358,015

(2) 新河岸川庭球場

①使用者数

件数	人 数
6,376	29,127

②使用料 (円)

施設使用料	7,672,200
還付金	-32,400
合 計	7,639,800

(3) 新荒川大橋野球場・新荒川大橋サッカーフィールド

①使用者数

	件数	人 数
野 球 場	一般	2,822 42,309
	少年	940 15,002
	計	3,762 57,311
サ ッ カ ー 場	一般	244 4,550
	少年	101 11,178
	計	345 15,728
合 計		4,107 73,039

②使用料 (円)

野球場使用料	3,153,600
サッカーフィールド使用料	833,260
還付金	-2,400
合 計	3,984,460

(4) 北ノ台スポーツ多目的広場

①使用者数

	件数	人 数
体育館	1,123 6,522	
第一スポーツ広場 (ゲートボール)	430 3,450	
第二スポーツ広場 (フットサル)	413 2,559	
計	1,966 12,531	
個人利用		2,354
合 計	1,966	14,885

②使用料 (円)

体育館	1,336,970
第一広場 (ゲ)	0
第二広場 (フ)	131,760
器具使用料	126,750
個人利用 (無料)	0
還付金	0
合 計	1,595,480

(5) 赤羽スポーツの森公園競技場

①使用者数

	種目	件数	人数
団体貸切	サッカー（一般）	681	45,474
	サッカー（少年）	277	15,939
	ゲートボール・その他	10	121
	ミーティングルーム	37	899
	ふれあいホール	664	10,771
	計	1,669	73,204
公開日	一般		6,540
	子ども		307
	高齢者		2,205
	障害者		228
	計		9,280
合計		1,669	82,484

②使用料（円）

競技場使用料	7,298,060
照明料（電光掲示板含む）	3,774,630
公開日（ランニングステーション含む）	2,363,950
ミーティングルーム	22,560
ふれあいホール	1,210,760
駐車場	12,693,350
還付金	-67,980
合計	27,295,330

(6) 中央公園野球場・庭球場・サイクリングロード

	件数	人数
野球場	一般	1,171
	少年	280
	計	1,451
庭球場	4,133	16,652
サイクリングロード		2,143
合計	5,584	36,023

②使用料（円）

野球場使用料	2,859,680
庭球場使用料	5,110,880
照明料（野球場）	1,444,520
照明料（庭球場）	610,200
還付金	-121,620
合計	9,903,660

(7) 浮間子どもスポーツ広場

①使用者数

	件数	人数
野球場	少年	512
	一般	4
	その他	125
	計	641
サッカーフィールド	1,240	40,060
フットサル（一般）	57	2,109
計	1,297	42,169
合計	1,938	53,011

②使用料（円）

野球場使用料	29,280
サッカーフィールド使用料	161,700
駐車場	6,253,050
還付金	-24,180
合計	6,419,850

(8) 浮間舟渡庭球場

①使用者数

件数	人数
4,642	19,404

②使用料（円）

施設使用料	5,612,280
還付金	-13,200
合計	5,599,080

(9) 豊島五丁目グリーンスポーツ広場

①使用者数

	種目	件数	人数
団体貸切	少年野球場	337	4,562
	多目的陸上	234	143
	サッカー（一般）	24	349
	サッカー（少年）	102	7,684
	ラグビー（一般）	20	164
	ラグビー（少年）	1	10
公開日	少年野球	197	2,150
	計	915	15,062
公開日	一般		2,788
	子ども		666
	高齢者		19
	障害者		22
	計		3,495
合計		915	18,557

②使用料（円）

使用料	157,840
器具使用料	40
公開日	594,200
駐車場	754,000
還付金	0
合計	1,506,080

4 業務内容

- ①使用の承認及び不承認並びに使用承認の取消し等に関すること
- ②利用料金（使用料）の徴収、減免及び還付に関すること
- ③事業運営に関すること
- ④施設及び設備の維持管理に関すること
- ⑤その他、東京都北区（以下「区」という。）が必要と認める業務

5 岩淵水門野球場について

岩淵水門野球場については、現在、荒川緑地環境整備までの暫定施設として、区民等のスポーツ利用に供しており、その管理は効率性の向上を図るため、隣接する新荒川大橋野球場・サッカー場（本件指定管理者制度対象施設）の業務と一体として実施しています。

そのため、本件の指定管理業務にはこの岩淵水門野球場の管理業務を含むことを条件とし、計画するものとします。

・施設概要

施 設 名	岩淵水門野球場	開設年月日	昭和 59 年 4 月 1 日
位 置	志茂 5 丁目 41 番先	敷 地 面 積	2 1 , 6 0 0 m ²
施設内容	野球少年面 2 面	付 帯 設 備	移動式バックネット 2
使 用 料	無料	主な管理業務 監守、整備・清掃・除草 等の業務	

6 リース契約物品について

下記の物品については、リース契約により調達しています。次期指定管理者は残存期間のあるリース契約については管理を引継ぐものとし、残存期間のないものについては契約内容等を検討のうえ管理するものとします。

(1) 北運動場

①複合機（再リース）

賃貸人：リコーアリース株式会社

リース料：月額 1 7 , 4 9 2 円（税込）

残存期間：令和 8 年 7 月 31 日

(2) 赤羽スポーツの森公園競技場

①券売機（再リース）

賃貸人：日通商事株式会社

リース料：年額 5 5 , 0 0 0 円（税込）

残存期間：令和 11 年 4 月 30 日まで

②複合機

賃貸人：芙蓉総合リース株式会社

リース料：月額 5 , 2 8 0 円（税込）

残存期間：令和8年3月31日まで

(3) 中央公園野球場・庭球場

①券売機（再リース）

賃貸人：日通商事株式会社

リース料：赤羽スポーツの森公園競技券売機リース料に含まれます

残存期間：令和11年4月30日まで

7 人員体制

業務内容を確実に遂行し、スポーツ施設の設置目的を効果的に達成できる人員を確保することとし、現に従事している者の採用に努め、希望する者の採用選考を行うこととします。

8 キャッシュレス決済の導入について

(1) 施設予約システム

令和7年度末に施設予約システムの更改を予定しています。更改後のシステムでは、キャッシュレス決済を導入する予定です。

(2) 券売機

利用者の利便性や利用率向上等のため、赤羽スポーツの森公園競技場の利用料金収納に際し、キャッシュレス決済の対応が可能な券売機を調達してください。

キャッシュレス決済に対応した券売機の導入にあたり、予定している仕様は下記のとおりです。

- ① 決済代行者との契約は、指定管理者が行うこと。
- ② 電子マネー決済、クレジットカード決済及びQRコード決済に対応することとし、決済ブランドについては区と協議すること。
- ③ 品目別・決済手段別の決済データの抽出と、それらのクロス集計が可能であること。
- ④ キャッシュレス決済にかかる費用の区負担については、利用料金収入のみを対象すること。
- ⑤ キャッシュレス決済のサービス利用開始は令和9年4月1日とすること。
- ⑥ 毎月、指定期日までにキャッシュレス決済の実績報告を行うこと。
- ⑦ その他、導入にあたり必要な事項は、区と事前に協議すること。

9 委託料（指定管理料）等の経費について

(1) 委託料（指定管理料）等の考え方

指定管理者が施設を管理運営するための財源は、区が支払う委託料（指定管理料）、利用料金収入とします。また、利用料金収入には以下のものを含みます。なお、自主事業の収支は指定管理料（指定管理業務）の収支に算入しません。

- ① 区及び区が共催した事業等を行う団体が施設を利用した場合に区等が指定管理者に支払う料金（以下「公的利用料金」という。）

② 少年団体登録を行った利用団体が施設を利用した場合に区等が指定管理者に支払う料金（以下「少年団体利用料金」という。）

（2）委託料（指定管理料）の支払い

委託料（指定管理料）については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として区の予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払います。支払時期や方法は協定において定めることとします。また、委託料（指定管理料）は、事故及び自然災害など特別な場合を除き、年度途中において、増額または減額は行わないものとします。

（3）指定管理者の収入

① 利用料金

利用料金は、条例及び条例施行規則に定める額の範囲内において、あらかじめ区の承認を得て指定管理者が定めます。また、施設・附帯設備及び駐車場の利用料金は指定管理者の収入とします。ただし、施設等の利用日が令和9年4月以降であっても、令和9年3月31日までに前納された使用料については、指定管理者の収入とはなりませんので、収支計画を作成する際には特に注意してください。

ア 一般利用料金

2 「使用料及び利用料金一覧」及び3 「使用状況」を参考に、令和7年4月1日に行った使用料改定の影響を踏まえ、適正にお見積りください。

イ 公的利用料金及び少年団体利用料金

令和9年4月以降に区等が施設を利用した場合は、その実績に応じて区等から指定管理者に利用料金を支払いますので、Vその他資料4「使用料の減免について」を参考に、令和7年4月1日に行った使用料改定の影響を踏まえ、適正にお見積りください。なお、支払方法等の詳細は別途協定により定めます。

② 自主事業収入

自主事業で得た収益は、指定管理者の収入となります。また、指定管理料（指定管理業務）の収支には参入しません。施設の設置目的に合致しない自主事業について、事業実施にあたり生じた売上額から管理費用を引いた額（1,000円未満切り捨て）を基準に、北区に一定割合を還元していただきます。詳細は、10「事業の実施」にて説明します。

③ 委託料（指定管理料）

区は、管理運営経費から前述の①に掲げる収入を差し引いた経費を、協定に基づき指定管理料として支払います。そのうち、維持修繕費、備品購入費、光熱水費及びキャッシュレス決済手数料について、原則として実績に応じた清算を行います。維持修繕費及び備品購入費については、区に帰属する財産の管理に要する経費であるため実費で清算します。

（4）指定管理者の支出

① 管理運営経費

管理運営経費は、東京都北区立体育施設条例（昭和44年9月東京都北区条例第16号）第2条の3及び、東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例（平成12年7月東京都北区条例第

44号) 第1条の3に規定する指定管理者が行う業務に要する経費(人件費、事務費、事業費等)とします。

②自主事業に係る経費

自主事業に係る経費は、収入と同様の考え方から、指定管理料算定の基礎となる支出に含みません。

③その他の経費

ア 維持修繕費

1件130万円未満の修繕・工事は、区の承諾を得て指定管理者が行います。当該経費は、年度ごとに管理運営経費とは別に指定管理料として区が支払い、年度終了時に清算します。

なお、1件130万円以上の修繕・工事については、指定管理者と協議のうえ、区が行います。

イ 備品購入費

区から無償貸与する既設備品の買替えは、原則として区の承諾を得て指定管理者が行います。

当該経費は、年度ごとに管理運営経費とは別に指定管理料として区が支払い、年度終了時に清算します。また、リースにすることも可能ですが、その際は区と協議することとします。なお、無償貸与する備品及び財産の帰属等については、別途協定により詳細を定めることとします。

ウ 光熱水費

当該経費は、年度ごとに管理運営経費とは別に指定管理料として区が支払い、年度終了時に清算します。

エ キャッシュレス決済手数料

施設予約システム及び券売機等での利用料金の収納にかかるキャッシュレス決済手数料について、年度ごとに管理運営経費とは別に指定管理料として区が支払い、年度終了時に清算します。

オ 事業活動に伴い発生する公租公課

事業所税については、『主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められる場合(利用料金が事業費の5割以上を占める場合)』は、指定管理者が事業主体と判断され、課税対象となる場合があります。詳しくは都税事務所に確認してください。

(5) 収支計画の考え方

以下の点に十分留意したうえで、資金収支計画書を作成してください。

①利用料金収入の確保

利用料金制の導入にあたり、提案事業者の運営ノウハウを最大限に發揮し、積極的に利用料金収入を確保していただくことを期待しています。

②自主事業の取扱い

自主事業の提案においては、指定管理者制度の目的に留意するとともに、収支などを適切に見込み、施設の管理運営に支障をきたさないように留意してください。

③区決算額

令和4年度～令和6年度北区決算額は3「使用状況」及びVその他資料3「管理業務の概要」のとおりです。収支計画を作成するにあたって参考としてください。

④サービスの向上と区の財政負担額の減少

北運動場外10施設において利用料金制を導入するにあたっては、利用者サービスの向上と区の財政負担額の減少を目的としていることに留意してください。

⑤熱中症警戒アラート発表時や雨天等での振替・還付の発生

区の体育施設では、熱中症警戒アラート発表時や雨天等で施設が利用できなかった場合に、振替または還付の対応を行っておりますので、年度ごとに一定程度発生することに留意してください。対象施設は、屋外、または空調設備のない屋内施設(北ノ台スポーツ多目的広場体育館)です。

(6) 収支計画を上回る利用料金収入の取扱い

利用料金収入の実績が、収支計画上の予定額を上回った場合には、別途協定で定めるところにより、利用料金収入の一部を納付金として区にお支払いただきます。ただし、指定管理者の運営により利用料金収入の減少または管理運営経費の増加があっても、それが区の責に帰すべき事由でない限り、指定管理料の増額は行いません。

(7) その他

①区分会計の独立

指定管理者は、施設の管理運営に係る経理事務を行うにあたり、本施設の指定管理者である法人(団体)又は法人(団体)を構成員とした共同事業体として独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けてください。

②管理口座

区が支払う委託料(指定管理料)及び利用料金等は、法人(団体)の口座とは別の口座で管理してください。

10 事業の実施

(1) 法令等の遵守

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際は、区民に対して、コンプライアンスの姿勢を明確に示すとともに、特に次に掲げる法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ② 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ③ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- ④ 労働安全衛生法(昭和47年法律第37号)
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- ⑥ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(昭和47年第113号)
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑧ 東京都北区立体育施設条例(昭和44年9月東京都北区条例第16号)

- ⑨ 東京都北区立体育施設条例施行規則（昭和 44 年 10 月東京都北区教育委員会規則第 7 号）
- ⑩ 東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例（平成 12 年 7 月東京都北区条例第 44 号）
- ⑪ 東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則（平成 12 年 7 月北区教育委員会規則第 34 号）
- ⑫ 東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月東京都北区条例第 3 号）
- ⑬ 東京都北区行政手続条例（平成 8 年 12 月東京都北区条例第 35 号）
- ⑭ 東京都北区情報公開条例（平成 12 年 12 月東京都北区条例第 63 号）
- ⑮ 東京都北区公契約条例（令和 4 年 6 月東京都北区条例第 21 号）
- ⑯ その他関係法令等

(2) 指定管理者と区の役割分担

項目	指定管理者	区
施設の管理運営業務（企画調整、施設の貸出、利用指導、受付案内、利用者サービス、警備、苦情・要望への対応、利用促進活動等）、自主事業	◎	
施設の維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、害虫駆除、安全衛生管理及び光熱水費支出等）、環境保全	◎	○ (区の環境対策)
物品管理（備品を含む）	◎	
利用団体の登録・登録証の発行	◎	
施設利用の承認・不承認・承認の取消し	◎	
利用料金制に伴う料金収受事務	◎	○ (額の承認)
広報	◎	○ (区の関係媒体)
事故対応（被害者対応、関係機関への報告等）	◎	○ (指示等)
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等）、帰宅困難者一時滞在対応	◎	○ (指示等)
災害復旧（本格復旧）	○ (休館等、工事 への協力)	◎
行政財産目的外使用に関すること	○ (自動販売機等 の電気使用量の 報告)	(許可・使用料 の徴収)
施設の改修及び修繕等 注：総額として、協定により預ける金額が限度	○注 (1件130万未満)	○ (1件130万以上)
施設の法的管理（使用許可）		◎

区では、体育施設等の利用者登録・予約・承認・取消等をシステム化しており、各体育施設等受付窓口では受付マニュアルに基づき処理を行っています。指定管理者は、区で使用している「施設予約システム」を活用し、受付関係業務を行ってください。

また、北運動場及び赤羽スポーツの森公園競技場窓口においては、他の体育施設等の受付・使用料徴収事務等がありますので、他の体育施設指定管理者等との日常的な連絡調整を含め、円滑な運営を行ってください。

(3) 施設の運営

- ①開場時間及び利用時間区分は、条例、規則等で定めるとおりとします。
- ②現在実施している一般公開事業は、区と協議の上、指定管理者が継続し実施することとします。

一般公開日（指導員なし）

場 所	種 目	曜 日	時 間 帯	
北運動場	陸上	火	15：00～21：00	
		木	15：00～21：00	
赤羽スポーツの森公園競技場 (グランド)	サッカー	水		12：00～21：00
豊島五丁目グリーンスポーツ 広場	陸上競技	4月～	月水	12：00～18：00
		9月	火木土	6：00～12：00
		10月 ～3月	月水	11：00～17：00
			火木	7：00～13：00
			土	7：00～11：00

- ③区の主催・共催・後援事業などは、新年度が始まる前に先行予約を行うものとします。

(4) 指定管理者の自主事業

指定管理者は、区の承認を得て、施設の設置目的をより効果的・効率的に果たすため、または施設の利便性向上・活性化等を図るため、業務の実施を妨げない範囲において、自らが企画した事業を実施することができます。なお、自主事業の収支は指定管理料（本業務）の収支に算入しません。

①施設の設置目的に合致する事業（スポーツ教室等）

施設使用料は使用者である指定管理者の負担とし、その事業の参加料等を事業者の収入とします。なお、改定中の「東京都北区スポーツ推進計画」に基づき、18歳～49歳の女性のスポーツ実施率向上を図るため、女性のスポーツ参加を促すような事業を積極的に提案してください。

②施設の設置目的に合致しない事業

行政財産目的外による使用許可等により、区が資産管理上一定の関与をもって承認を行います。事業実施にあたっては、自主事業実施に係る申請のほかに、行政財産目的外使用に係る申請を行ってください。

なお、事業の内容により、指定管理者の費用負担や区への利益還元に係る考え方方が異なります。詳細は、以下ア～ウの通りです。

ア ロケーション誘致について

北区行政財産使用料条例第2条2項を踏まえ、北区立公園条例別表第3_公園の占用料中「ロケーション」の金額を参考に、区が算出した占用料を指定管理者が負担します。

また、ロケーション誘致にあたり生じた売上額から管理費用（光熱水費、占用料等）を引

いた額（1,000円未満切り捨て）を基準に、北区に一定割合を還元することとし、利益の還元率については応募者の提案事項とします。

イ 自動販売機の設置について

北区公有財産規則、北区行政財産使用料条例等に定めるところにより、指定管理者が行政財産目的外使用料を負担します。

また、自動販売機の設置にあたり生じた売上額から管理費用（電気料金、行政財産使用料等）を引いた額（1,000円未満切り捨て）を基準に、一定割合を区に還元することとします。利益の還元率については応募者の提案事項としますが、50%を下限としそれを下回る提案は認めないこととします。

なお、自動販売機の電気料金については、施設全体の電気メーターとは別に、自動販売機専用メーターを設置したうえで算定することとします。また、自動販売機にかかる収支は、指定管理料（本業務）の収支に算入せず、別途報告することとします。

飲料水自動販売機については、最低設置場所・台数を以下のとおりとします。新たに自動販売機を設置する場合は、原則として災害時等に施設管理者の判断で内部の飲料等が取り出せる機能を有するものとします。

場 所	台 数
北運動場	4台
新河岸川庭球場	2台
赤羽スポーツの森公園競技場	6台
浮間舟渡庭球場	1台
北ノ台スポーツ多目的広場	1台
中央公園野球場・庭球場	1台

ウ 上記ア・イ以外の事業（イベント・売店の設置・物販等）について

北区公有財産規則、北区行政財産使用料条例等に定めるところにより、指定管理者が行政財産目的外使用料を負担することとします。

なお、事業実施にあたり生じた売上額から管理費用（行政財産目的外使用料等）を引いた額（1,000円未満切り捨て）を基準に、北区に一定割合を還元することとし、利益の還元率については応募者の提案事項とします。

自動販売機を設置できない河川敷等の施設における飲料等の販売について、積極的に提案してください。

③自主事業実施の基準

自主事業実施の基準は以下のとおりです。

ア 自主事業で指定管理者が設定する参加料は、実費程度とします。

イ 指定管理者は、区の主催・共催・後援事業などの先行予約後、Vその他資料2「指定管理者の自主事業が可能な施設一覧」に従い、自主事業を実施することができます。なお、改定中の「東京都北区スポーツ推進計画」の内容を踏まえた事業を提案してください。

ウ　自主事業の詳細については、自主事業計画書（別紙様式10）に基づき、協定で定めるものとします。

エ　自主事業は、一般利用者の施設利用に支障が生じない範囲で実施するものとします。

オ　以下に掲げる事業は自主事業として認めません。

- ・指定管理者が実施する民間事業へ直接勧誘するまたは会員登録を求める事業
- ・屋内でアルコール提供を行う事業
- ・施設および北区に関連性のない事業
- ・その他公共の施設の利用にふさわしくないもの

（5）事業計画の作成

指定期間中、各年度の事業及び収支計画書を区に提出してください。提出済みの事業計画書の内容を変更するときは、区と協議により決定します。

（6）事業報告の作成

指定期間中は、以下の事業報告を行ってください。なお、報告書の様式、提出期限及びその他詳細については、協議の上、協定書で定めます。

- ①月次報告書
- ②年間事業報告書
- ③収支決算書
- ④その他協定に定める報告書

（7）事故報告

指定期間中に、重傷事故や食中毒等、身体にかかる重大事故が発生した場合、区に速やかに報告することとします。また、身体にかかる事故以外において、火災等事故や管理に関する不祥事などが発生した場合も同様とします。

11 立入り検査及び監査

区は、指定管理者の業務及び経理の状況について、実地に立入検査を行うことができます。

また、区監査委員は指定管理者が行う経理について監査することができます。

なお、監査等に要する資料は、区の指示に従って作成してください。

12 モニタリング等

（1）指定管理者によるアンケート及び自己評価の実施

①指定管理者は、利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を少なくとも年1回区に報告してください。

②事業計画に対する実績について毎年度自己評価を行い、その結果を区に報告してください。

（2）区によるモニタリング

上記（1）にかかわらず、区は施設の管理運営状況について、定期ないし随時のモニタリングを行います。なお、実施方法等については、協定で定めます。

13 評価

指定期間中、法令及び協定が遵守されていないことが認められたとき、または事業を評価した結果、改善が必要と認められるときは区から是正勧告を行います。なお、是正勧告後も改善が見られないときは、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

14 業務の引継ぎ

指定期間の終了または指定取消しの際、現行の業務を区または新たな指定管理者に対して速やかに引継ぎができるようにするため、現行の業務内容を記載した引継ぎマニュアルを作成し、確実に引継ぎを行ってください。

15 リスクへの対応

指定期間中の主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応するものとします。

[主なリスク区分]

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定管理者	区
物価変動	物価変動による費用の増加	○	
	ただし、急激な変動によるもの		協議
需要変動	需要変動による費用の増加	○	
	ただし、急激な変動によるもの		協議
法令等変更	一般的な法令等変更		協議
	指定管理に関する業務に直接影響を及ぼす法令等変更		○
税制変更	消費税率等の変更		○
	法人税率等、民間企業（団体）の利益に課税されるものの変更	○	
環境問題	有害物質の排出、漏洩、騒音等に関するもの		協議
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、寒冷、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の区または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費増加及び事業の不履行		協議
利用者等への損害賠償	区に帰責事由があるもの		○
	指定管理者に帰責事由があるもの	○	
	それ以外のもの		協議

指定管理者 の責による 指定取消	指定取消に伴う損害	○	
------------------------	-----------	---	--

16 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 協定の解釈で疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置
区と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合の措置
区は指定の取消し及び協定の解除をすることができるものとします。その場合、区に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
- (3) 当事者の責に帰すことのできない事由による場合
天災などの不可抗力等、区及び指定管理者双方の責に帰すことのできない理由により、本施設の管理運営業務の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議します。協議の結果、業務の継続が困難だと判断した場合は、区は指定の取消し及び協定を解除します。

17 施設設備の部分改修、修繕のため一時的に休館する場合

施設の維持管理上、止むを得ず休館する場合は、事前協議を行うこととします。

18 注意事項

- (1) 指定管理者は、書面による区長の承認を事前に受けた場合を除いて、本事業の一部を第三者に委託することはできません。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営に努めることとし、特定の団体が有利または不利となる運営をしないこと。
また、法令等を遵守したうえで、区民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。
- (3) 区の施策、事業に協力すること。
- (4) 障害者に対し不当な差別的対応を行わないように、合理的に配慮すること。
- (5) 各施設に沿った緊急対応策、防犯対策、安全管理についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。また、各マニュアルに基づく研修等を行うこと。
- (6) 区の条例等に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規程を定め、職員に周知徹底すること。
- (7) 個人情報の漏洩等がないように十分に配慮すること。指定管理者または本業務の全部または一部に従事するものは、本業務によって知り得た秘密及び区の事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用することはできません。この協定の期間が終了した後も同様とします。
- (8) 北区情報セキュリティマニュアルに基づき、指定管理者においてもセキュリティ対策を行うこと。
- (9) 管理運営にあたっては、二酸化炭素排出量の削減等に十分配慮すること。

- (10) 管理運営にあたって利用者に影響する規程等を作成するときは、原則として十分な期間を設けて区と協議すること。
- (11) 指定管理者は本業務の実施にあたり、施設賠償責任保険に加入すること。
- (12) 東京都北区公契約条例及び施行規則を遵守すること。指定管理者との基本協定は、東京都北区公契約条例における特定公契約に該当します。なお、東京都北区公契約条例及び施行規則については、区のホームページにてご確認ください。
- (13) その他、業務の基準等に記載のない事項については、区と協議を行うこと。

III 指定管理者の応募・選定

1 指定管理者選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年12月1日（月）から 令和8年1月28日（水）まで	公募要項の公表
令和7年12月1日（月）から12月19日（金）まで	質問書の受付
令和8年1月9日（金）	質問書の回答
令和8年1月13日（火）から1月28日（水）まで	公募参加表明受付期間
令和8年1月29日（木）から2月13日（金）まで	応募書類受付期間
令和8年4月	第一次審査（書類審査）
令和8年5月	第二次審査（プレゼンテーション）
令和8年6月	選定結果公表 指定管理者候補者内定通知交付
令和8年6月から令和9年3月まで	協議、北区議会指定議決後協定締結
令和9年4月1日	指定管理者による業務開始

2 応募者の参加資格要件等

（1）応募者の資格

- ①施設管理業務及び1年以上体育施設の管理運営業務に携わっている実績を持つ企業及び団体。（共同事業体を含む。個人での応募は不可。）
- ②指定期間中、安全円滑に施設の管理運営を行い、利用者サービスを安定して供給できること。

（2）重複応募の禁止

同時に「オリンピック東京大会記念東京都北区桐ヶ丘体育館外2施設」及び「東京都北区立堀船温水プール・堀船ふれあい館外3施設」の指定管理者候補者の募集を行いますが、重複応募を禁止します。

（3）応募者の制限

次に該当する団体等は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する団体
- ② 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている団体
- ③ 応募書類提出時点において、東京都北区の競争入札等の指名停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている団体
- ④ 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑤ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する団体（なお、理由に関係なく応募後に判明した場合、その時点で参加資格を失います。）

⑥指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体、構成員又は関係者の場合

⑦選定委員や区職員と利害関係にあるもの

※応募者が、協定書締結までの間に上記に該当した場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

(4) 共同事業体（コンソーシアム）で申し込む場合の留意事項

①共同事業体の名称、代表団体が定められ、構成表、各団体の役割と責任が明確に記載された共同事業体協定書兼委任状の提出をしてください（別紙「東京都北区立北運動場外10施設指定管理者指定申請書類」参照）。

②単独で応募した団体が同時に応募する他の共同事業体の構成員になること及び、共同事業体の構成員で応募した団体が同時に応募する他の共同事業体の構成員になることはできません。

③区との協定に関する責任は構成員の全てが負います。

④代表団体は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより定められた共同格付（等級）において、他の構成員に対し同等以上の格付を有しているものとします（種目は問いません）。

⑤代表団体は、施設の管理に係る主要な業務を担うものとします。

⑥指定期間において、代表団体が破産又は解散した場合は、協定に基づき指定を取り消すものとします。

3 応募手続き

(1) 公募要項の公表

公表期間 令和7年12月1日（月）から令和8年1月28日（水）まで

※東京都北区ホームページからダウンロード可能です。

(2) 公募要項に関する質問書の受付と回答

業務や施設の内容等、本件公募に関する質問がある場合は、別紙「様式1-3 指定管理者指定申請に係る質問書」を電子メールで提出してください。共同事業体での公募参加表明を予定している場合は、共同事業体の代表法人（団体）が質問内容を集約したうえで、代表法人（団体）が提出してください。また、メールの件名の先頭に【北運動場外10施設指定管理者公募】をつけてください。なお、電話での質問は受け付けません。

① 受付期間 令和7年12月1日（月）から12月19日（金）

② 回答方法 令和8年1月9日（金）を目途に北区ホームページで公表します。

(3) 公募参加表明の受付

公募への参加を希望する法人（団体）又は法人（団体）を構成員とした共同事業体は、下記のとおり公募参加表明書等を提出してください。

① 受付期間 令和8年1月13日（火）から1月28日（水）午後5時まで

② 提出書類

別紙「公募参加表明書（様式1-b）」に必要事項を記入のうえ、法人（団体）（共同事業体の場合は構成員すべて）の事業内容がわかるパンフレット等の資料とともに、電子データ（PDF形式）で提出してください。

※令和8年1月29日（木）以降は、代表法人（団体）の変更及び構成法人（団体）の変更・追加は認めません。

③ 提出方法

メール・ファイル無害化サービス（ファイル交換サービス）による提出とします。「公募参加表明書（様式1-b）」の提出の際には、事前に下記提出先のメールアドレス宛てに連絡してください。その際、メールの件名の先頭に【北運動場外10施設指定管理者公募】と記載してください。受信したメールアドレス宛に、こちらからファイル交換サービスのURLを送付します。

(4) 応募書類

別紙「東京都北区立北運動場外10施設指定申請書類一覧」に従い、電子データ（正）（PDF形式、Excel）、電子データ（副）（PDF形式）、指定管理者指定申請書（原本）及び共同事業体協定書兼委任状（原本）（共同事業体の場合）を提出してください。なお、電子データ（副）は、法人（団体）名及び法人（団体）名の特定できる箇所を黒塗りにしてください。

※ 注意事項

① 書類はパンフレット等を除き原則としてA4サイズ（横書き）で統一してください。

② 公募参加表明書を提出していない法人（団体）の申込みは受け付けません。

③ 提出された書類の内容変更・追加はできません。

④ 原本の提出を要する書類について、原本の返却はいたしません。

⑤ 書類提出後に応募を辞退するときは、書面で届け出てください。

⑥ 関係書類作成に要した諸経費については、申請者の負担とします。

⑦ 提出された提案書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、北区が採用する提案の公表等に必要な場合は、当該提案書類等を無償で使用できるものとします。また、協定締結後は、公平性、透明性及び客觀性を確保するため、当該提案書類等を公表する場合があります。なお、提案内容等に関する情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例等に基づき公開します。

⑧ 提案書の内容等について確認事項が発生した場合は、質問票を送付いたしますので、ご回答ください。

(5) 提出方法

メール・ファイル無害化サービス（ファイル交換サービス）による提出とします。応募書類

の提出を行う場合は、事前に下記提出先のメールアドレス宛てに連絡してください。その際、メールの件名の先頭に【北運動場外 10 施設指定管理者公募】と記載してください。受信したメールアドレス宛に、こちらからファイル交換サービスの URL を送付します。

ただし、「指定管理者指定申請書（様式 1-1）」及び「共同事業体協定書兼委任状（様式 1-4）」（共同事業体の場合）については持参又は郵送により原本を提出してください。

（6）提出期間

令和 8 年 1 月 29 日（木）から 2 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）

※持参の場合は、平日午前 9 時から午後 5 時

※押印が必要となる書類を持参する場合、事前に来庁日時を連絡してください。

（7）提出先

東京都北区地域振興部スポーツ推進課スポーツ支援係

e-mail : spo-shien@city.kita.lg.jp

4 選定方法

審査を行う前に、応募団体から提出された応募書類を確認します。書類に不備または不足等があった場合、失格となる場合があります。

指定管理者候補者の選定は、第一次及び第二次の二段階審査で実施します。審査及び選定は区民・スポーツ施設等指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、区が決定します。

なお、選定委員会での採点内容及び他団体からの申請書類の内容は公表しません。ただし、通過団体の名称や交渉順位といった項目は北区公式ホームページで公表します。

（1）第一次審査（書類審査） 令和 8 年 4 月

第一次審査は、応募書類の内容による審査を行います。

その際、登記簿上の本店所在地が過去 5 年間に渡り区内にある事業者（以下「区内事業者」という。）が単独で申し込む場合は、獲得した点数の 5 % を加算します。また、共同事業体（コンソーシアム）で申し込む場合、構成員に区内事業者が 1 含まれる場合には獲得した点数の 5 % を、2 以上含まる場合には 10 % を加算します。第一次審査通過団体は 5 団体程度とします。第一次審査の結果は、応募者全てに郵送でお知らせします。

（2）第二次審査（プレゼンテーション） 令和 8 年 5 月

第二次審査は、第一次審査を通過した団体を対象として、プレゼンテーション方式によって行います。第二次審査の結果は、すべての第一次審査通過団体に郵送でお知らせします。

その際、区内事業者が単独で申し込む場合は、獲得した点数の 5 % を加算します。また、共同事業体（コンソーシアム）で申し込む場合、構成員に区内事業者が 1 含まれる場合には獲得した点数の 5 % を、2 以上含まる場合には 10 % を加算します。

なお、第二次審査の詳細は、第一次審査通過団体にお知らせしますが、プレゼンテーションには、本施設に配置される統括責任者等の出席を求めます。特段の事情がない限り、管理開始後も当該責任者等を変更することは認めません。

(3) 候補者の選定

選定委員会の結果を受け、区は第一交渉権者及び第二交渉権者を決定します。選定後に第一交渉権者と細目協議を行います。第一交渉権者と協議が整わないときは、選定委員会において次点となった第二交渉権者と協議を行います。ただし、選定委員会において適切な団体がいないと判断された場合には、交渉者を決定しないこともあります。

(4) 応募者の公表

選定終了後、応募法人（団体）名を公表します。その際、第一順位及び第二順位の候補者となった応募法人（団体）名と順位を公表します。第一順位及び第二順位以外は順位を公表しません。

(5) 選定の結果、該当者なしとする場合があります。

5 選定基準

指定管理者の選定は、提出された事業計画の内容が、スポーツ施設の効用を最大限に發揮するものであること。また、その管理に係る経費の縮減を図るものであり、利用者へのサービスの向上を図るものであること。更に、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していることを条件として、以下の基準に基づいて行います。

(1) 審査項目及び主な審査対象書類

①利用者に対する理念・基本方針【様式6・9】

- ア 利用者が満足できるようなサービス提供に対する考え方は適切か。
- イ 利用者からの苦情などトラブルに対する対策は適切か。
- ウ サービス評価及び情報公開に対する方策が適切か。
- エ 個人情報に対する方策が適切か。

②安全管理についての基本方針【様式6】

- ア 利用者の事故・傷病発生時の対応策、連絡体制及び他機関との連携体制は十分か。
- イ 防犯・防災対策（水害・風害・雷対策・熱中症等）が具体的に提案されているか。
- ウ 利用者の施設利用に伴う、備品・設備等の維持管理・保守などの安全対策について十分な配慮がなされているか。
- エ スポーツ施設の維持管理について認識はあるか。
- オ 安全管理マニュアルの整備や、それに基づく研修等の実施については十分か。

③施設運営に必要な人員体制【様式5】

- ア 効率的で適切な職員配置がなされているか。
- イ 職員に無理な負担をかけない勤務体制、堅実な給与体系を維持されているか。
- ウ 施設管理マニュアル、窓口対応マニュアルなど人員配置に付帯した適切な方策はあるか。
- エ 人材育成のために具体的な研修プログラムが計画されているか。

④スポーツ活動に関する認識度【様式6】

- ア これからのスポーツ施設のあり方について認識はあるか。

イ スポーツ振興に対する認識はあるか。

ウ スポーツ施設で行われている現在の事業について認識はあるか。

⑤自主事業（教室・講座）の計画、企画書の提案内容【様式10】

ア 自主事業の理念や考え方は明確に表れているか。

イ 利用者のニーズを捉えた具体的な提案がなされているか。

ウ 講座・教室の参加料は適切な金額が設定されているか。

エ 既存事業（教室・講座）との内容、時間帯など調整を考慮された提案となっているか。

オ 事業の独自性が図られた提案となっているか。

カ 自主事業を効果的に実施するための広告・宣伝などの方策が提案されているか。

⑥事業運営に対する人的・技術的能力【様式5】

ア 適正な施設の維持・管理、窓口対応、OA機器操作などが可能なスタッフが揃っているか。

イ 適正な施設の維持・管理、窓口対応、OA機器操作などのノウハウが整っているか。

ウ 各種講座・教室を実施するためのスタッフが揃っているか。

エ 各種講座・教室を実施するためのノウハウが整っているか。

⑦施設管理及び事業運営に関する計画【様式4・6・7・8】

ア 今後5年間の資金収支計画及び資金収支計画の科目ごとの算出根拠が適切か。

イ 適正に施設の維持管理費が縮減できる具体的な対応策が示されているか。

ウ 利用者増を図る方策が具体的に示されているか。

⑧経営状況【各申請団体提出資料、様式7】

ア 財政状況は健全であるか。

イ 自己資金は確実に保有されているか。

ウ 委託金、借入金、自己資金等による資金調達が適切か。

エ 過去3年間の経営実績及び今後5年間の資金計画に問題はないか。

⑨事業実績【様式3】

ア 指定管理者としての実績はあるか。

イ 自治体及び官公庁において委託業者としての実績はあるか。

ウ 現在、指定管理者の候補者として申請中の事例はあるか。

⑩熱意・意欲【各申請団体提出資料、様式6】

ア 北区のスポーツ振興に貢献しようとする意欲を有しているか。

イ 区の施設を運営する法人としてふさわしい理念をもっているか。

ウ 本事業に参画する強い意志があるか。

⑪法令等の遵守状況【各申請団体提出資料、様式9】

ア 地方自治法・労働基準法を守っているか。

イ 個人情報の保護に努めているか。

ウ 過去3年間に官公庁より指摘又は指導を受けたことはあるか。

エ コンプライアンスに対する強い意志が感じられるか。

(2) 選定時の評価項目および配点

選定委員は、下記の評価項目および配点により採点を行います。

審査項目	配点 (第一次審査)	配点 (第二次審査)
①利用者に対する理念・基本方針	30	40
②安全管理についての基本方針	30	50
③施設運営に必要な人員体制	30	50
④スポーツ活動に関する認識度	20	—
⑤自主事業（教室・講座）の計画、企画書の提案内容	40	70
⑥事業運営に対する人的・技術的能力	30	—
⑦施設管理及び事業運営に関する計画	40	70
⑧経営状況	30	—
⑨事業実績	20	—
⑩熱意・意欲	10	20
⑪法令等の遵守状況	20	—
合計	300	300

第一次・二次審査共に、区内事業者が単独で申し込む場合は、獲得した点数の5%を加算します。また、共同事業体（コンソーシアム）で申し込む場合、構成員に区内事業者が1含まれる場合には獲得した点数の5%を、2以上含まれる場合には10%を加算します。

6 指定管理者の指定・協定

(1) 指定

北区議会に指定管理者の指定に関する議案を上程します。議決後、指定管理者に指定します。

(2) 協定

指定議決後に協定を締結します。協定は、指定期間全体を対象とする基本協定と指定期間中の各年度を対象とする年度協定を締結します。協定で最低限定める事項は以下のとおりです。なお、応募時に提案された内容は、原則としてそのまま実施することとしますが、選定委員会で意見が付された事項や区の施策、財政状況等による変更については、協定締結の際に改めて協議するものとします。

①基本協定事項

- ア 業務範囲に関する事項
- イ 指定期間にに関する事項
- ウ 利用の許可等に関する事項
- エ 事業計画書に記載された事項
- オ 収支に関する事項
- カ リスク分担に関する事項

- キ 行政財産目的外使用許可に関する事項
- ク 備品購入・リースに関する事項
- ケ 管理業務に伴い保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- コ 事業報告書及び事業評価に関する事項
- サ 不服申立て及び損害賠償の取扱いに関する事項
- シ 法令等に関する遵守事項
- ス モニタリングに関する事項
- セ 引継ぎに関する事項
- ソ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- タ その他区が必要と認める事項

②年度協定事項

- ア 業務の仕様に関する事項
- イ 区が支払うべき経費、支払時期に関する事項
- ウ 施設の維持修繕に関する事項
- エ その他区が必要と認める事項

IV 問い合わせ及び書類の提出先

東京都北区地域振興部スポーツ推進課スポーツ支援係
〒114-8503 東京都北区王子1-11-1 (北とぴあ10階)
電話：03（5390）1135
e-mail：spo-shien@city.kita.lg.jp

V その他資料

1 備品一覧（北区帰属）

(1) 北運動場

品名	規格	個数
ストーブ	大型石油ストーブ KF-190K	1
三輪車	ホンダジャイロX TD01 50CC	1
白板	900×1800×525	1
号令台	E V、KA275	1
サッカーゴール	B3443	2
ポリエチレン圧着機	MSパウチ H-140	1
テント	トーエイライト G-1684(青)スチール脚 3m×3m	1
湯沸器	EW-30N3C	2
アンプ	TOA IP-300D	2
照明灯	LED14W 片反射笠付	1
保管庫	小物入れロッカー 3列10段 30人用 内筒交換錠型	1
草刈機	マキタ充電式草刈機 MUR182UDRF 草刈刃φ230mm 標準棹 リチウムイオン3.0Ah 18V	1
戸棚	ロッカーTLSK-H24 2列4段 コインリターン錠 幅840 x 奥行455 x 高さ1900 mm	12
サッカーゴール	少年用 アルミ製 STS NO.297 2台1組 クロスバーΦ120 SG規格	2
冷水機	OS9 OASiS	1
ベンチ	アルミ製スポーツベンチ RT-R141302	4
サッカーゴール	一般用 アルミ製 クロスバーΦ120 2台1組 SG規格	1
送風機	マキタ充電式ブロア MUB363DG2V 18V×2本 6.0Ah・バキューム	1
耐火庫	日本アイエスケイ KMX-20MNA 20L ネイビーフレーム504mm×奥行461mm×高さ392mm	1
調光機	M10BLP2A60	14

(2) 新荒川大橋野球場・サッカー場・岩淵水門野球場

品名	規格	個数
組立ハウス	株ダイワテック製ソーラーシステムハウス 幅5,450mm×奥行2,300mm×高さ2,700 mm (ソーラーパネル含む)	1
組立ハウス	組立ハウス 幅5,400mm×奥行2,200mm×高さ2,400mm	2
野球用バックネット	ワールドベガサスR T-685	2
野球用バックネット	ワールドベガサスK-295	1
野球用バックネット	ワールドベガサスK-2956	1
野球用バックネット	ワールドベガサスKS4750A	1
組立ハウス	スーパーハウス SH-H6 (㈱ナガワ製) 幅2,300mm×奥行7,250mm×高さ2,603mm	1
組立便所	トイレ サンコーブライト 吊り上げ式 Mタイプ (洋式大1・小2) ソーラーシステム付 模様張り有	1
組立便所	トイレ サンコーブライト 吊り上げ式 Wタイプ (洋式大2) ソーラーシステム付 模様張り有	1
組立便所	トイレ サンコーブライト 吊り上げ式 HCタイプ (洋式大1) ソーラーシステム付 模様張り有	1
組立ハウス	組立ハウス SH-H4 (㈱ナガワ製) 幅2,300mm×奥行5,450mm×高さ2,603mm	1
組立便所	移動トイレ ML-12 (イシコテック㈱製・非水洗式) 高さ2,760mm×幅1,750mm×奥行2,350mm	1
サッカーゴール	一般用サッカーゴール JFA規格	1
サッカーゴール	サッカーゴールセット 少年用サッカーゴール アルミ製 クロス	2
吸水ローラー	90cm幅バケツ付き 138cm×31cm	1
野球用バックネット	移動式バックネット STS519 (高さ3m×幅7m・ネット野球目45本有結)	2

(3) 新河岸川庭球場

品名	規格	個数
アンプ	PA-708	1
組立ハウス	イナバ物置MBN15型1530×950	1
ネット支柱	硬式用7.6m/mステンレス製 差込式	5
審判台	950*1000*1500 (テニス用)	5
ネット	テニスネット KT-223	1
冷水機	サンヨー SD-P205	1
ネット	全天候式1/3上部ダブル(緑) 440T/60本 ステン	5
更衣箱	ロッカー TLSK-HP24DR 2列変則4段 W840*D455*H1900 下段大 コインリターン式	10
エアコンディショナー	ルームエアコン SHARP製AY-J28S	1

(4) 北ノ台スポーツ多目的広場

品名	規格	個数
サッカーゴール	幅5.0×高さ2.15メートル ジュニア用	2
ファクシミリ (FAX)	パナソニック KX-P0350DL	1
ネット支柱	アルミバー支柱フナオカ78-B (北ノ台)	1
掃除機	日立CF-V100S4	1
片袖机A型	プラスDS-6号	1
卓球台	内折セパレート式LM22	4
テント	3.6メートル×5.4メートル×1.8メートル	1
冷凍庫	パナソニック 冷蔵庫 NR-B147AW-S	1
ルームクーラー	USHIO DAKC-35S (2021B)	1
ルームクーラー	USHIO DAKC-35SA	1

(5) 赤羽スポーツの森公園競技場

品名	規格	個数
時計	太陽電池時計 SL-700E 取付け作業費用込み	1
テント	テント TNT3060DX	1
防犯カメラ装置	アナログカメラ増設ボード アナログカメラ用入力4台増設 高さ32.5mm×幅208.6mm×奥行き261.5mm	1
防犯カメラ装置	カメラコントローラー 4台用 高さ53.3mm×幅420mm×奥行き335.3mm	2
防犯カメラ装置	HVR アナログ アナログカメラ4台接続 高さ147mm×幅420mm×奥行き330mm	1
防犯カメラ装置	液晶モニター 17型 カラー液晶	1
防犯カメラ装置	デイナイトカメラ 屋外用 簡型 近赤外線デイナイトカメラ	5
保安柵	防犯カメラガード W800×D400×H450	2
テント	ワンタッチテント DR30 青 3.0×3.0m 25kg G-1643B テントウェイト8個付	1
洗濯機	東芝 AW-D836	1
サッカーゴール	エバニューミニサッカーゴール EKE337	3
テント	トーエイライト G-1684 (青) 3m×3m スチール製	3
卓球台	サンエイIS-2 天板厚22mm	5
卓球台	TOEI-LIGHT UVP-20	1
サッカーゴール	ゴールポスト (Jr用) RT-F011911	2
ネット	ゴールネット (少年用) RT-N160616	4
サッカーゴール	フットサルゴール (一般用) DJ0611 折畳式	6
サッカーゴール	ゴールポスト (一般用) RT-F011903	1
ネット	ゴールネット (一般用) RT-N160506	3
運搬車	サッカーゴール移動キャスター	2
卓球台	サンエイIS-220 18-956100 2740mm×1525mm×760mm	1
冷蔵庫	シャープSJ-D15H 495mm×598mm×1203mm	1
ベンチ	アルミ製スポーツベンチ RT-R14130(同等品)	8
白板	両面ホワイトボード イトーキBBC-1809WW 1946W*600D*1850H	5
食器戸棚	キッチンキャビネット<耐震> イトーキHAK-0618HS-WE 600W*450D*1800H	1
更衣箱	コインロッカー(10人用)<耐震>コインリターン式 イトーキHLE-8425-B9 840W*455D*1790H	4
収納整理箱	シンライン引出し型<耐震> イトーキHTM-109AAS 900W*450D*1038H	2
書庫	シンライン3枚扉ガラス引戸型<耐震> イトーキHTM-109RG 900W*450D*1038H	1
舞台	ステージ イトーキNPS-200AL-WA 2400W*1200D*200H	1
ベッド	シングルベッド(スチームフレーム) イトーキSPDB-E301S 910W*D2040*H700	1
演壇	演台 イトーキVBE-661L 580W*600D*975H	1
書架	パンフレットスタンド(3段・5列) VBCV-013NB-Z5	1
傘袋サービス機	傘ぽん(スタンダードタイプ) KP-96	1
スクリーン	W2400mmスプリングスクリーン ISS120W	1
掃除機	業務用掃除機 日立・CV-100SV	1
ビデオプロジェクター	液晶プロジェクター EPSON EB-S62SP	1
更衣箱	アルファロックーシステム W900×H1801	12
アンプ	ピクターPA-904	1
チューナー	ワイヤレスチューナーユニット ピクターWT-UD80	2
コンパクトディスクプレーヤー	MD-CDデッキ ピクターXU-D400MK2	1
ビデオ台	システムラック ピクターPS-R30	1
鏡	スポーツミラー	1
トレーニング用器具	レッスンバー 1段式・3m	1

(6) 中央公園野球場・庭球場

品名	規格	個数
流し台	中央公園サンウェーブ 65S-1200	1
空気圧縮機	コンプレッサー	1
片袖机A型	イトーキ製AK-261	1
チューナー	ピクターWT-820	1
片袖机A型	鋼製6号スチール製	1
更衣箱	ロッカー TLSK-25DR 2列5段 幅840*奥行515*高さ1800 コインリターン錠	10
保管庫	イナバ物置 ネクスター NXN-20CS	1
保管庫	タクボ ND-2522YW	1
冷蔵庫	パナソニック NRB14AW	1
アンプ	Panasonic WA-HA031 30W ハイパワーアンプ	1
石灰入れタンク	ヨド物置 エスモ ESE-1309A W1350xD900xH1959	1
掃除機	マキタ充電式プロワ MUB362DPG2 6Ah	1

(7) 浮間子どもスポーツ広場

品名	規格	個数
片袖机A型	グレー	1
サッカーゴール	ジュニア用	1
サッカーゴール	フットサルゴール (一般用) DJ0611 折畳式(同等品)	2
保管庫	イナバ物置 シンブリー MJN-177C	2
サッカーゴール	フットサルゴール アルミ製	1
サッカーゴール	エバニューミニサッカーゴール EKE337	2
エアコンディショナー	ダイキンS22YTES-W 770mm×285mm×233mm	1

(8) 浮間舟渡庭球場

品名	規格	個数
更衣箱	コインロッカー TJK-3515SN 3列5段 15人用 幅900mm×奥行455mm×高さ1790mm	2
エアコンディショナー	エアコン 三菱電機 MSZ-GV223-W	1
冷蔵庫	冷蔵庫 パナソニック NR-B146W-S	1
保管庫	イナバ物置 シンブリー MJN-135EP	1
テント	移動式ダックアウト 幅4.1m*高さ1.85m*奥行*1.1m	4

(9) 豊島五丁目グリーンスポーツ広場

品名	規格	個数
片袖机	片袖机 UJ-107A-3D WS/W4 幅1000×奥700×高720	1
更衣箱	背面ロッカー (12人用) KOYOスチールFS4-3N H900×W1604×D450	2
組立ハウス	サンコーニキャビンU-400 ハイグレードタイプ 4坪タイプ ソーラーシステムあり	1
組立ハウス	サンコーニキャビンU-200 ハイグレードタイプ 2坪タイプ	3
スーパーポールラグビー用	スーパーポールラグビー用 セプター製SP-80R 高さ約180cm 14本1組	1
サッカーゴール	一般アルミサッカーゴール120 トーエイライト製B-2476 SG基準認証品 2台1組	1
野球用バックネット	移動式バックネット (アルミ) アカバネ製B-688 50φアルミ 前幅7m×奥行2.5m×全高3m ネット付	1
サッカーゴール	サッカーゴールポトハンター3S (ジュニア用) ルイ高製RT-F011936 SG基準認証品 2台1組	1
ネット	ジュニア用サッカーゴールネット ルイ高製RT-N160614 ポリエチレン無結節440T/120本 白 四角目 2枚1組	1
ビーチバラソル	ビーチバラソル ニシ・スポーツ製F3301A サイズ: φ1820×高さ217cm	3
ビーチバラソル	ビーチバラソル机 ニシ・スポーツ製F3301D サイズ: 幅90cm×長さ60cm×高さ70.5cm	3
ハードル運搬車	ハードル運搬車 スタンダード用 ニシ・スポーツ製F1182 W1260×L1450×H895mm	7
スターター台	スターター台 (大・小) ニシ・スポーツ製NF1121A アルミ合金	1
レーンナンバー標識	レーンナンバー標識 1~8 レーン用 (8台組) ニシ・スポーツ製NF1191G W440×L440×H550mm	1
朝礼台	朝礼台 (小) ルイ高RT-E129010 W1200×H800×D1200mm (踊り場)	1
競技場シートカバー	砂場防塵カバー ニシ・スポーツ製F3331A W6.5×L10m	2
競技場シートカバー	砲丸投ピットカバー 34.92° タイプ ニシ・スポーツ製F3333A W15.4×L20.2m	1
ネット高度計	走高跳用高度計 ニシ・スポーツ製NF3041B W234×L68×H1670mm	1
体育用マット	走高跳用マット ニシ・スポーツ製F501A.04 JAAF標準規格品 W600×L300×H70cm	1
体育マット整理台	マット運搬車 (小) ニシ・スポーツ製F1271C W2010×L3140×H380mm (移動用ハンドル含まず)	1
テント	屋型テント (1.5×2間) ニシ・スポーツ製F3324 L2690×W3580×H2580 面積: 9.6m ²	3
椅子運搬車	役員席用椅子運搬車 ニシ・スポーツ製NF3238A グリーン購入法適合商品 W1100×D600×H1640mm	1
ネット	投とき用防護ネット ニシ・スポーツ製F1385 L80m×H700mm 桁φ16×W46×H600mm	1
スターティングブロック置台	スターティングブロック置台 ニシ・スポーツ製NFK022270B W714×L1174×H1199mm	1
砲丸置台	砲丸置台 ニシ・スポーツ製NF1344B W640×L1010×H980mm	1
高跳び用支柱	走高跳用支柱 バー止三段式 ニシ・スポーツ製NT6002 W350×L350×H1600mm	1
炭酸マグネシウム入台	炭酸マグネシウム入台 ニシ・スポーツ製NF1403C W399×L350×H1003mm	1

2 指定管理者の自主事業が可能な施設一覧

施 設	規 模 等	回 数	時 間 帯(※)
北運動場	トラック(300m6コース) フィールド(68m×100m)	週2回程度	平日の午前(9:00～12:00)・午後1(12:00～15:00)
新河岸川庭球場	ハードコート5面	週3回程度	
新荒川大橋野球場	一般用6面 少年用3面	週3回程度	貸出時間帯のうち、4時間(2回帯)以内で選択 ただし、土日祝は除く
新荒川大橋サッカー場	一般用1面(70m×100m)	週3回程度	
赤羽スポーツの森公園競技場(グランド)	105m×68m	週2回程度	平日の午前(9:00～12:00)・午後1(12:00～15:00)
赤羽スポーツの森公園競技場(ふれあいホール)	A:115.70m ² B:43.55m ²	週2回程度	平日の午前(9:00～12:00)・午後1(12:00～15:00)
中央公園野球場	一般用2面	週2回程度	下記の時間帯のうち、4時間(2回帯)以内で選択 (ただし、土日祝及び少年利用時間帯は除く) 4月～9月:8:00～18:00 10月～3月:9:00～17:00
浮間子どもスポーツ広場(野球場)	少年用2面 (1面利用はなし)	週3回程度	
浮間子どもスポーツ広場(サッカー場)	少年用1面 (フットサル2面)	週3回程度	下記の時間帯のうち、4時間(2回帯)以内で選択 (ただし、土日祝及び小中学校休業期間中は除く) 4月～9月:8:00～14:00 10月～3月:9:00～13:00
浮間子どもスポーツ広場(フットサル場)	1面	週3回程度	
浮間舟渡庭球場	砂入り人工芝コート4面	週2回程度	下記の時間帯のうち、4時間(2回帯)以内で選択 (ただし、土日祝は除く) 4月～9月:8:00～14:00 10月～3月:9:00～13:00
北ノ台スポーツ多目的広場(体育館)	バレーボール1面、 バドミントン2面、 卓球4台 等	週2回程度	平日の12:00～15:00
北ノ台スポーツ多目的広場(第一スポーツ広場)	ゲートボール1面	週3回程度	平日の i)学校休業日 9:00～13:00 ii)学校休業日外 9:00～15:00
豊島五丁目グリーンスポーツ広場	陸上競技場	週3回程度	貸出時間帯のうち、4時間(2回帯)以内で選択 ただし、土日祝は除く

※区の主催・共催・後援事業などの先行予約後に空いている場合に実施可能であり、必ずしも上記の時間帯を確約するものではありません。

3 管理業務の概要

(1) 令和4～令和6年度決算額

※1 下表は、令和4～令和6年度に実施した業務の項目及び決算額ですので参考にしてください。

(単位：円)

施設名	予算科目	経費区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
北運動場 新河岸川庭球場 新荒川大橋野球場 新荒川大橋サッカー場 北ノ台スポーツ多目的広場 赤羽スポーツの森公園競技場 中央公園野球場・庭球場 浮間子どもスポーツ広場 浮間舟渡庭球場 豊島五丁目グリーンスポーツ広場	屋外スポーツ施設管理費	①維持補修費(1件100万円を超えるもの)	269,374,600	10,627,100	4,866,400	94,956,033
		赤羽スポーツの森公園競技場人工芝張替え外工事	269,374,600	0	0	89,791,533
		新河岸川庭球場管理棟改築工事実施設計委託	0	10,627,100	0	3,542,367
		新荒川大橋野球場散水栓設置工事	0	0	4,866,400	1,622,133
		②運営費	148,945,850	155,153,630	180,519,200	161,539,560
		指定管理料（管理経費）※A	103,286,000	121,087,000	145,067,000	123,146,667
		指定管理料（維持修繕料）※B	4,808,535	4,743,090	5,318,720	4,956,782
		指定管理料（備品購入費）※C	402,215	209,506	2,401,000	1,004,240
		指定管理者への公的利用料金補填	25,286,355	26,746,935	27,732,480	26,588,590
		指定管理料（光熱水費高騰分補填）	3,930,745	0	0	1,310,248
		指定管理料（赤羽スポーツの森公園競技場工事によるグラウンド休場に伴う利用料金補填）	11,232,000	0	0	3,744,000
		指定管理料（光熱費高騰分及び赤スポ散水設備分補填）	0	2,367,099	0	789,033
		指定管理料（※A+B+C）	108,496,750	126,039,596	152,786,720	129,107,689
		合 計	418,320,450	165,780,730	185,385,600	256,495,593

(2) 業務委託仕様書

下記の業務委託仕様書は、現在の指定管理者と取り交わしている協定書（令和4年度～令和8年度）の内容となっています。現行の仕様を参考にし、適切な施設の維持管理、運営及びサービス提供が可能な提案をお願いします。

①北運動場

1. 運営管理業務

(グランド等簡易整備管理業務、体育用具等管理業務、受付業務、利用料金等の徴収事務、業務マニュアルの整備等)

2. 維持保全業務

(電気設備、機械設備、昇降機・機械式駐車設備、防災設備、清掃等)

3. 機械警備業務

4. グランド内樹木管理業務

5. 建築基準法に基づく建築物定期調査業務

②新河岸川庭球場

1. 監守業務

③新荒川大橋野球場・サッカー場・岩淵水門野球場

1. 維持保全業務 (機械設備等)

2. 監守業務

3. 除草清掃整備業務

④赤羽スポーツの森公園競技場

1. 運営管理業務

(グランド等簡易整備管理業務、体育用具等管理業務、受付業務、利用料金等の徴収事務、業務マニュアルの整備等)

2. 維持保全業務

(電気設備、昇降機設備、機械式駐車設備、防災設備、自動ドア設備、散水設備、清掃等)

3. 機械警備業務

4. シャッター保守点検業務

5. 人工芝・緑地整備業務

6. 駐車場管理業務

7. 建築基準法に基づく建築物定期調査業務

8. 消防法に基づく非常用発電設備の保全業務

9. 消防法に基づく非常用発電設備の負荷運転業務

⑤中央公園野球場・庭球場

1. 野球場芝生管理・グランド整備業務

2. 庭球場管理・整備業務

3. 野球場・庭球場・サイクリングロード監守業務

⑥浮間子どもスポーツ広場

1. グランド整備・管理業務

2. 機械式駐車場設備管理業務

⑦浮間舟渡庭球場

1. コート整備・管理業務

⑧北ノ台スポーツ多目的広場

1. 監守業務

2. グランド整備・便所清掃業務

- 3. 機械警備業務
 - 4. 防災設備保守点検業務
 - 5. 樹木剪定・除草業務
 - 6. 建築基準法に基づく建築物定期調査業務（外壁劣化状況点検調査を含む）
- ⑨豊島五丁目グリーンスポーツ広場
- 1. 維持保全業務（機械設備等）
 - 2. 監守業務
 - 3. 除草清掃整備業務
 - 4. グランド周辺樹木管理業務

4 使用料の減免について

(1) 使用料の減免規定

東京都北区立体育施設条例（抜粋）

(使用料等)

第五条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第二に定める使用料を前納しなければならない。

二 体育施設の備付け器具を使用する者は、別表第三に定める範囲内において区長が定める使用料を前納しなければならない。ただし、前条の規定により使用する場合は、備付け器具は無料とする。

七 区長は、特別の理由があると認めたときは、第一項及び第二項の使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

東京都北区立体育施設条例施行規則（抜粋）

(使用料の減免)

第十四条 条例第五条第七項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第三号又は第四号に掲げるものに係る備付け器具の使用料については、この限りでない。

一 東京都北区（以下「区」という。）又は東京都北区教育委員会が行う運動競技大会等に使用するとき 免除

二 東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）第一条に規定する区立学校の生徒又は児童が教員の引率の元に使用するとき 免除

三 区長が指定するアマチュアスポーツ団体又は社会教育関係団体が行う運動競技大会のため使用するとき 五割減額

四 区内の公益団体が公益のために使用するとき 五割減額

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める場合 区長が定める額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（以下「手帳被交付者」という。）であつて、条例別表第二に定める一般（高校生以上（高齢者を除く。））に該当するもの（以下「一般該当者」という。）が体育施設の使用（一般公開日等の使用に限る。以下「公開日使用」という。）をする場合の使用料は、同表に掲げる使用料から当該使用料の五割を減額した額とする。この場合において、当該減額を受ける者を介助する者（以下「介助者」という。）について公開日使用があるときは、当該介助者のうち一人の使用料は、免除する。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳を交付された者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受け療育手帳又は愛の手帳を交付された者

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付された者

3 前項の規定は、同項各号に掲げる者及びその介助者に係る同項の規定による使用料の額が第

一項の規定による使用料の額を超えることとなるときは、適用しない。

4 第一項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、東京都北区立体育施設使用料減免申請書（別記第十四号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 第二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、同項各号に規定する手帳（以下「各手帳」という。）を提示しなければならない。

東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例（抜粋）

（使用料の減額又は减免）

第六条 区長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則（抜粋）

（使用料の减免）

第十三条 条例第六条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第三号又は第四号に掲げるものに係る備付け器具の使用料については、この限りでない。

- 一 東京都北区又は東京都北区教育委員会が行う運動競技大会等に使用するとき 免除
 - 二 東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）第一条に規定する区立学校の生徒又は児童が教員の引率の元に使用するとき 免除
 - 三 区長が指定するアマチュアスポーツ団体又は社会教育関係団体が行う運動競技大会のため使用するとき 五割減額
 - 四 区内の公益団体が公益のために使用するとき 五割減額
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める場合 区長が定める額
- 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、北ノ台スポーツ多目的広場使用料減免申請書（別記第十号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

東京都北区立体育施設等の使用減免に関する要綱（抜粋）

（免除の事由）

第2条 減額根拠規定の区長が定める額を体育施設等の使用料の全額とする区長が必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）申請者が次に掲げる行事等のために体育施設等を使用する場合
 - ア 北区少年野球連盟大会及び傘下の少年野球連盟大会
 - イ 北区スポーツ少年団東京都大会予選
 - ウ 北区体育協会の実施事業（各加盟団体が実施するものを除く。）
 - エ 北区防災訓練及び北区内消防署防災・水防訓練
 - オ 北区職員文化体育祭
 - カ ふるさと北区区民まつり
 - キ 北区こどもまつり
 - ク 北区青少年地区委員会のスポーツ行事
 - ケ 北区又は北区教育委員会が後援する国際交流スポーツ競技会
 - コ 北区長選挙及び北区議会議員選挙

サ 北区教職員運動競技会

(2) 野球（少年）登録団体又はサッカー（少年）登録団体が別に定める体育施設等を使用する場合

(3) 北区内のシニアクラブ等がスポーツ活動のために体育施設等を使用する場合

(4) 北区内の障害者団体がスポーツ大会又はレクリエーション大会のために体育施設等を使用する場合

(五割減額の事由)

第3条 減額根拠規定の区長が定める額を体育施設等の使用料の五割の額とする区長が必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請者が次に掲げる行事等のために体育施設等を使用する場合

ア 東京都教育委員会スポーツ振興大会

イ 東京都立高等学校の運動会、校舎等の改修中におけるクラブ活動等

ウ 特別区職員文化体育祭

エ わんぱく相撲北区大会

オ 北区サッカー協会主催少年指導教室

(2) 北区内の障害者団体がスポーツ大会又はレクリエーション大会以外のために体育施設等を使用する場合

(3) 東京都内の障害者団体のうち北区外の障害者団体がスポーツ大会又はレクリエーション大会のために体育施設等を使用する場合

(4) 東京都北区社会教育団体登録証を提示した北区社会教育関係団体が神谷体育館又は北ノ台スポーツ多目的広場体育館を運動競技大会以外のために使用する場合

(2) 北運動場外 10 施設減免金額実績

(令和4年度)

(単位：円)

	50%減額	免除
北運動場	1,167,935	3,619,310
新荒川大橋野球場	137,400	3,808,800
新荒川大橋サッカー場	59,780	805,200
新河岸川庭球場	69,000	36,000
北ノ台スポーツ多目的広場	552,610	295,780
赤羽スポーツの森公園競技場	935,710	2,892,980
中央公園野球場	150,060	841,800
中央公園庭球場	0	18,000
浮間子どもスポーツ広場（野球）	0	3,030,480
浮間子どもスポーツ広場（サッカー）	31,720	6,798,990
浮間舟渡庭球場	0	34,800
計	3,104,215	22,182,140

(令和5年度)

	50%減額	免除
北運動場	860,955	3,563,970
新荒川大橋野球場	176,400	3,487,200
新荒川大橋サッカー場	12,200	736,880
新河岸川庭球場	0	6,000
北ノ台スポーツ多目的広場	470,940	317,980
豊島五丁目グリーンスポーツ広場（多目的広場）	0	563,640
豊島五丁目グリーンスポーツ広場（野球場）	0	472,640
豊島五丁目グリーンスポーツ広場（駐車場）	0	11,000
赤羽スポーツの森公園競技場	1,295,650	3,857,640
中央公園野球場	414,840	910,360
中央公園庭球場	25,620	4,800
浮間子どもスポーツ広場（野球）	0	3,037,800
浮間子どもスポーツ広場（サッカー）	9,760	6,467,460
浮間舟渡庭球場	0	43,200
計	3,266,365	23,480,570

(令和6年度)

	50%減額	免除
北運動場	831,370	4,051,080
新荒川大橋野球場	162,000	3,862,800
新荒川大橋サッカー場	30,500	722,240
新河岸川庭球場	51,000	72,000
北ノ台スポーツ多目的広場	461,670	378,060
豊島五丁目グリーンスポーツ広場（多目的広場）	0	1,083,360
豊島五丁目グリーンスポーツ広場（野球場）	2,760	856,440
豊島五丁目グリーンスポーツ広場（駐車場）	0	30,000
赤羽スポーツの森公園競技場	1,303,110	3,319,030
中央公園野球場	364,080	847,960
中央公園庭球場	12,200	19,200
浮間子どもスポーツ広場（野球）	0	3,168,340
浮間子どもスポーツ広場（サッカー）	17,080	6,047,800
浮間舟渡庭球場	0	38,400
計	3,235,770	24,496,710